

○東北地方太平洋沖地震による災害に関する特措法(平成二十三年政令第十九号)により指定された東北地方太平洋沖地震による災害に關し、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり指定する。

なお、東北地方太平洋沖地震による災害に關し、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件(平成二十三年国家公安委員会告示第六号)は、廃止する。

目 次

告 示



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

告 示

○国家公安委員会告示第十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第十九号)により指定された東北地方太平洋沖地震による災害に關し、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり指定する。

なお、東北地方太平洋沖地震による災害に關し、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件(平成二十三年国家公安委員会告示第六号)は、廃止する。

平成二十三年四月十五日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

(対象地域)

第一項 特定権利利益に係る満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という。)の対象となる地域は、青森県の市町村のうち八戸市及び上北郡おひらせ町、岩手県の全ての市町村、宮城県の全ての市町村、福島県の全ての市町村、茨城県の市町村のうち水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町、板木県の市町のうち宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町、塙谷郡高根沢町並びに那須郡那須町及び那珂川町、千葉県の市町村のうち千葉市(美浜区に限る)、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町、新潟県の市町村のうち十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町並びに長野県下水内郡栄村とする。

(対象者)

第一条 満了日延長措置の対象者は、その住所(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十五条の八第六項及び書面業法(昭和四十七年法律第百十七号)第五条第四項の規定による特定権利利益については、その主たる事務所又は主たる営業所の所在地)が前条に規定する地域内に在る者又は法人であつて、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、それぞれ下欄に定めるものとする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項	当該措置に係る
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第五条の二第一項第一号	同号の講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	同号の許可を受けて所持しようとする種類の銃砲を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	同号の合格証明書の交付を受けている者がかつた者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	同号の教習修了証明書の交付を受けている者

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項

同法第四条第一項第一号の規定による準許又は空気銃の所持の許可(同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。)を受けた者

銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号

同法第七条の三第二項の規定による準許又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者

銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第二項

同号の許可を受けた者

道路交通法第五十一条の八第六項

同条第一項の登録を受けた法人

道路交通法第八十七条第六項

同項の仮免許を受けた者

道路交通法第九十条第一項

同項の運転免許試験に合格した者

道路交通法第九十二条の二第一項

同項の運転免許の交付を受けた者

道路交通法第九十六条の二第一項

同項の免許証の交付を受けた者

道路交通法第九十六条の二第二項

同項の運転免許試験に合格した者

道路交通法第九十六条の二第三項

同項の免許証の交付を受けた者

道路交通法第九十六条の二第一項第一号

同条の運転免許試験を受けようとする者

道路交通法第九十七条の二第一項第一号

同号の卒業証明書を有する者

道路交通法第九十七条の二第一項第二号

同号の卒業証明書又は修了証明書を有する者

道路交通法第九十七条の二第一項第四号

同号の免許証の有効期間の更新を受けた者

道路交通法第一百条の二第一項第一号

同号の免許証の有効期間の更新を受けた者

道路交通法第一百条の二第一項第二号

同項の普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許又は原付免許を受けた者

同項の免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの

道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号

同号の大型自動二輪車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号

同号の普通自動二輪車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条の四第一号

同号の普通自動二輪車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条の四第二号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第二十六条规定の四第三号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条规定の六第二項第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条规定の六第二項第二号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条规定の六第三项第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条规定的六第四项第一号

同号の普通自動車免許を受けている者

同号の大型自動二輪車免許を受けている者

同号の普通自動車免許を受けている者

同号の卒業証明書を有する者

同号の大型自動二輪車免許を受けている者

道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	同号の講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	同号イの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	同号ホの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	同号ロの卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ニ	同号ニの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	同号ロの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	同号ロの書面を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	同号ハの成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	同号の成績を得た者
道路交通法施行令第三十七条の六第一号	同号の成績を得た者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	同号の成績を得た者
警備業法第五条第四項	同号の講習を終了した者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	同号の講習を終了した者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第十条第二項	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第三項	同号の運転免許取得者教育の課程を終了した者
やむを得ない理由により同条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請を受けようとする者	同条第一項の犯罪被害者等給付金の支給をすることができる理由により同条第一項の申請を受けようとする者
やむを得ない理由により同条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項に規定することができなかつた者	同条第二項の認定証の交付を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
(延長後の満了日)	第三条 満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十三年八月二十一日とする。